

鉄道事業法施行規則

1. 案内情報

- 手続名 : 索道事業者の死亡の届出
手続根拠 : 鉄道事業法施行規則第78条
手続対象者 : 相続人
提出時期 : 索道事業者が死亡した場合(事業の継続認可申請書を提出した場合を除く。)遅滞なく
提出方法 : 索道事業者死亡届出書を作成し、管轄する地方運輸局(当該事業が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する地方運輸局)鉄道部の下記提出先へ提出して下さい。
手数料 : なし
添付書類・部数 : 運用上添付して頂くものとして、
・申請者と被相続人との続柄を証する書類1部
申請書様式 : なし
記載要領・記載例 : 提出先となる管轄する地方運輸局(当該事業が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する地方運輸局)鉄道部の下記提出先又は国土交通省鉄道局施設課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 :

北海道運輸局鉄道部監理課	011-290-2731
東北運輸局鉄道部監理課	022-791-7526
新潟運輸局鉄道部監理課	025-244-6117
関東運輸局鉄道部監理課	045-211-7239
中部運輸局鉄道部技術第一課	052-952-8032
近畿運輸局鉄道部監理課	06-6949-6439
中国運輸局鉄道部監理課	082-228-8797
四国運輸局鉄道部監理課	087-835-6359
九州運輸局鉄道部監理課	092-472-4051

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 管轄する地方運輸局(当該事業が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する地方運輸局)鉄道部監理課又は国土交通省鉄道局施設課

3. 手続情報

- 審査基準 : なし
標準処理期間 : なし
不服申立方法 : なし